

平成28年度自動車事故対策費補助金
(自動車事故救急法普及事業、安全運転推進事業) 公募要領

1. 本補助事業の趣旨

本補助事業は、自動車事故による被害者の援護に関する事業、自動車の運行の安全の確保に関する事業等の経費を助成することにより、被害者の保護の増進や自動車事故の発生防止に資することを目的としています。

本補助事業は、平成28年5月27日(金)から平成28年6月24日(金)まで公募を行いますので、本公募要領を十分ご理解いただいた上でご応募ください。

2. 本補助事業の概要

(1) 自動車事故救急法普及事業(予算額:120万円)

- ① 企業や団体が、自動車事故被害者の救済を図るため、法令に拠るものとは別に自ら率先して、一般に広く、自動車運転者等に対して、自動車事故現場で負傷者に対して迅速、かつ、適切な応急措置を行うために必要な救急法の知識と技術(人工呼吸、心臓マッサージ、心肺蘇生(AED使用方法)等)の普及を図る講習等を開催する場合に係る経費を補助するもの。

(2) 安全運転推進事業(予算額:2,200万円)

- ① 企業や団体が、自動車事故の発生防止を図るため、法令に拠るものとは別に自ら率先して、一般に広く、自動車運転者等に対して、安全運転に関する知識・運転技術等の向上を図る講習等を開催する場合に係る経費を補助するもの。
- ② 企業や団体が、自動車事故の発生防止を図るため、法令に拠るものとは別に自ら率先して、組織全体として自動車事故を発生させない安全風土の醸成等、安全体制の構築に組織的に取り組むため、講習等を受講する場合に係る経費を補助するもの。

3. 本補助事業の応募要件

本事業に応募するために必要な要件は、次のとおりです。

(1) 補助対象事業者

- ① 定款、寄付行為に類する規約等を有する企業・団体であること
- ② 意思を決定し、実施する事業規模に応じた組織体制が確立されている企業・団体であること
- ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有する企業・団体であること
- ④ 事業活動の本拠としての事務所を有する企業・団体であること
- ⑤ 各事業を効率的かつ確実に実施することができる企業・団体であること

(2) 補助対象経費

補助対象経費は、補助事業実施期間内（交付決定日以降）に支出した経費のうち、補助対象事業を行うために真に必要な以下に掲げる経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費となります。ただし、補助金の交付決定よりも前に、発注、購入、契約等を実施したものに係る経費及び以下に注記した経費については補助対象外となります。

[具体的な経費の科目]

- ・人 件 費：補助対象事業に直接従事する者の直接作業時間に要する経費
 - ※ 人件費単価については、休日手当や残業手当等の時間外労働により支払われる手当、通勤手当、扶養手当、住宅手当、賞与等は補助対象外として算定から除く。
 - ※ 直接作業時間については、講習等準備（会場設営、事前打合せ等）や講習等受講の時間は補助対象外として算定から除く。
- ・備 品 費：備品の購入に要する経費
- ・借 料：機械器具等のリース・レンタル、講習等を開催するための会場借り上げに要する経費
- ・印刷製本費：資料等の印刷に要する経費
- ・広告宣伝費：チラシ、パンフレット等の作成に要する経費
- ・講 習 費：講習等を受講する場合に要する経費
- ・その他経費：上記以外の経費であって真に必要と認められる経費
 - ※ 事務所等の家賃・保証金・敷金・仲介手数料・光熱費、文房具・コピー用紙等の消耗品費、広報活動・講習時に使用する車等の燃料費、減価償却費、公租公課、各種保険料、その他社会通念上不適切と認める経費は補助対象外として算定から除く。

(3) 補助対象事業の実施期間

補助金の交付決定後より事業（講習等の開催・受講）を開始し、平成29年3月末日までに事業を完了することが必要となります。

(4) 補助対象事業の補助金額（補助率）

補助金額は、補助対象経費に補助率1/2を乗じて得た金額となります。ただし、講習等を開催する事業にあつては、補助対象経費から受講料等の収入を控除した金額を上限とします。

※ 本補助対象事業の選定（採択）にあたっては、効果的な事業をより多く選定（採択）するため、応募された事業の内容及び予算額の関係等により、応募書類に記載された補助金交付申請予定額を査定（減額）する場合があります。この場合、安全運転推進事業の補助金額については、1件あたり100万円程度を上限としております。

(5) 補助対象事業の成果・効果の検証

補助対象事業終了後、事業を実施したことによる成果・効果を検証・報告していただくことが必要となります。

4. 本補助事業の選定（採択）

本補助事業は、上記2. 及び3. を満たすものについて、以下の審査基準に基づき総合的に審査を行い、場合に拠っては応募のあった順（当方で応募書類を受理した順）に補助対象事業を選定（採択）しますので、これを踏まえて応募書類を作成してください。なお、審査期間中は必要に応じて電話等によるヒアリングを行うことがありますので、あらかじめご承知おきください。

選定（採択）結果については、後日、書面により通知します。

【自動車事故救急法普及事業】

- ① 事業の内容が2. (1) ①の「本補助事業の概要」と合致し、有効な事業内容と認められるものであるか。特に、受講対象者がグループ企業内の職員や団体の会員のみ限定されるものではなく公益性を有するものか。
特に、補助金を受けている受けていないにかかわらず今般応募する事業をすでに実施している場合については、今年度においてもそれを同様に継続するだけの内容になっていないか。また、補助金を受けずに事業を実施できているものではないか。
- ② 事業が一定の規模（実施期間、実施回数、実施対象人数、受講対象者）を有し、地域の関係機関等との連携等を有するなど、高い実施効果が得られるものであるか。特に、補助金を受けている受けていないにかかわらず今般応募する事業をすでに実施している場合については、一定の成果・効果を得ることができているものか。
- ③ 補助対象事業の実施に際して求める、自動車事故被害者の保護に寄与する成果・効果の検証方法が有効的なものであるか。
- ④ 事業で得られた成果・効果をより多くの者に伝播する予定であるか。
特に、補助対象事業終了後、補助金を受ける受けないにかかわらず継続的に事業を実施したり広報媒体を用いるなどその成果・効果を広く普及・定着させるための具体的な方法を検討しているものか。

【安全運転推進事業】

- ① 事業の内容が2. (2) ①及び②の「本補助事業の概要」と合致し、有効な事業内容と認められるものであるか。特に、2. (2) ①の場合については、受講対象者がグループ企業内の職員や団体の会員のみ限定されるものではなく公益性を有するものか。2. (2) ②の場合については、特定の者が講習等を受講するものであってもその成果・効果が公益性を有するものか。

更に、補助金を受けている受けていないにかかわらず今般応募する事業をすでに実施している場合については、今年度においてもそれを同様に継続するだけの内容になっていないか。また、補助金を受けずに事業を実施できているものではないか。

- ② 事業が一定の規模（実施期間、実施回数、実施対象人数、受講対象者）を有し、地域の関係機関等との連携等を有するなど、高い実施効果が得られるものであるか。特に、補助金を受けている受けていないにかかわらず今般応募する事業をすでに実施している場合については、一定の成果・効果（事故率減少等の具体的な効果実績）を得ることができているものか。

- ③ 事業の内容がより先駆性・先進性を有するものか、又は、自動車事故発生の防止に資するモデル性を有するものか。

特に、すでに一定程度普及・定着が図られたものではなく、今後広く普及・定着することが望まれるものであるか。

【具体的に想定される事業内容（例）】

- 「本補助事業の概要」のうち、2. (2) ①に当たる例

- ・ シニアドライバーが第一当事者となる自動車事故が増加していることを踏まえたシニア層を対象とした講習等の開催
- ・ 市町村等が中心となった地域レベルでの安全・防犯活動の一環として実施される講習等の開催

- 「本補助事業の概要」のうち、2. (2) ②に当たる例

- ・ 国際規格 I S O 3 9 0 0 1（道路交通安全マネジメントシステム）等の一定の基準を満たす場合に認証される資格の取得の一環として行う取組

- ④ 補助対象事業の実施に際して求める、自動車事故発生の防止に寄与する成果・効果の検証方法が有効的なものであるか。

- ⑤ 事業で得られた成果・効果をより多くの者に伝播する予定であるか。

特に、補助対象事業終了後、補助金を受ける受けないにかかわらず継続的に事業を実施したり広報媒体を用いるなどその成果・効果を広く普及・定着させるための具体的な方法を検討しているものか。

5. その他留意事項

- (1) 本事業の執行は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」によるほか、本補助金の交付要綱及び実施要領に定めるところによります。
- (2) 今回の公募による選定（採択）は、補助金の交付を確約したものではありません。審査の結果、選定（採択）された場合には、その後、本補助金の交付要綱及び実施要領に基づく補助金の交付申請手続きを行っていただきます。当省は、提出された交付申請書の内容を審査した上で、適当と認められるものについて交付決定を行い、事業者へ通知します。補助対象事業者は、その交付決定通知の受領をもって、事業を開始（着手）することが可能となります。
- (3) 補助対象事業に係る経理について、帳簿及びすべての証拠書類を整理し、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、事業完了後5年間保存しなければなりません。
- (4) 補助事業終了後、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づき、国土交通省による立入検査及び会計検査院による実地検査が入ることがあります。
- (5) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付決定取消し、補助金の返還命令、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (6) 当初計画した内容が正当な理由なく達成できなかった場合には、補助金をお支払いすることができません。
- (7) 事業完了後の実績報告書（事業の成果・効果の検証を含む）等の期限内の提出ができない場合には、補助金をお支払いすることができません。
- (8) 安全運転推進事業については、今年度より、講習等を開催する場合・受講する場合の両方を補助対象としますが、同一の事業（講習等）について、講習等を開催する者・受講する者としての両方から応募することはできません。
- (9) 安全運転推進事業については、当省自動車局が所掌する「事故防止対策支援推進事業」の「社内安全教育の実施に対する支援」と同一の事業（講習等）が補助対象となり得る場合には、安全運転推進事業の補助対象からは外す取扱いをします。

6. 本補助事業の応募方法・問い合わせ先

以下の書類1部を募集期間内（平成28年5月27日（金）～平成28年6月24日（金））必着で郵送によりご提出ください。

【応募書類に必要な書類一覧】

- ① 事業の内容【様式1】、参考資料（企画書、カリキュラム）
- ② 事業経費の内訳【様式2】、参考資料（人件費算出根拠（講習等・広報に係る人件費を要する場合に限る）、見積書等（人件費を除くすべての経費が該当する））
- ③ 応募者等の概要【様式3】
- ④ 応募者の営む主な事業及びその内容が分かる資料（会社パンフレット、全部事項証明書、会社定款）
- ⑤ 直近の収支予算書
- ⑥ 決算報告書（貸借対照表、損益計算書）

【応募書類の提出先・問い合わせ先】

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局保障制度参事官室自動車事故対策係

担当：青木、高橋（自動車事故救急法普及事業）、大塚（安全運転推進事業）

TEL：03-5253-8111（内線41417、41418）

FAX：03-5253-1638